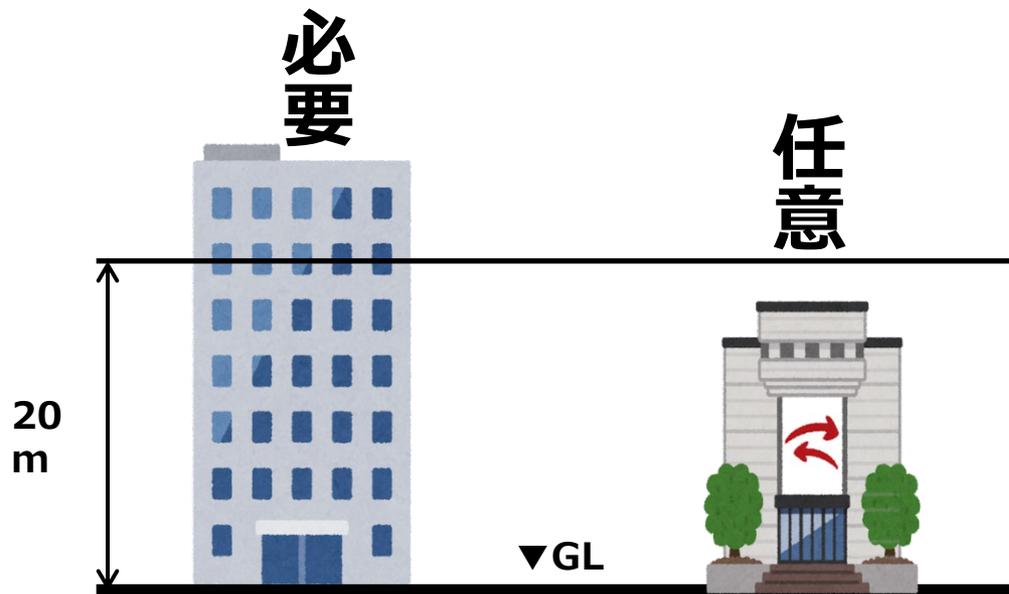


高さ20mを超える建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。
ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合には、この限りでない。

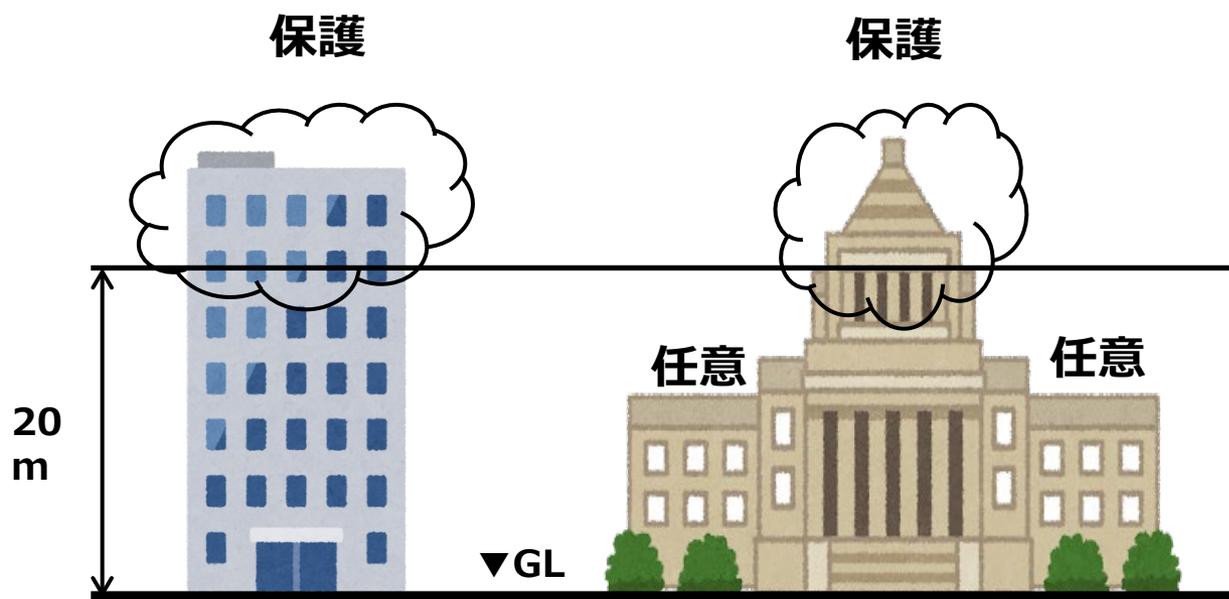


(必要な技術的基準) 第36条
避雷設備等の設置及び構造に関して、必要な技術的基準は、政令で定める。

建築基準法施行令：第129条の14（避雷設備の設置）

法第33条の規定による避雷設備は、建築物の高さ20mを超える部分を雷撃から保護するように設けなければならない。

※建築基準法は最低基準であり、20m以下の部分に落雷する可能性がある。



- 一 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものとして、**国土交通大臣が定めた構造**を用いるもの又は**国土交通大臣の認定**を受けたものであること。
- 二 避雷設備の雨水等により腐食のおそれがある部分にあつては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

国土交通大臣が定めた構造



建設省及び国土交通省告示により
JIS Z 9290-3:2019が指定されている

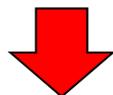
(旧告示) 建設省告示1425号と国交省告示650号

平成12年 建設省告示 第1425号

令第129条の15第1号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。

避雷設備の構造方法は、**JIS A 4201-1992**に適合する構造とする。

附則（平成12年6月1日より施行）



平成17年 国土交通省告示 第 650 号

令第129条の15第1号の規定に基づき、平成 12 年建設省告示第 1425 号の一部を次のように改正する。

「**JIS A 4201-1992**」を「**JIS A 4201-2003 に規定する外部雷保護システム**」に改める。

附則1（平成 17 年 8 月 1 日より施行）

附則2 改正後の平成 12 年建設省告示第 1425 号の規定の適用については、**JIS A 4201-1992**に適合する構造の避雷設備は、**JIS A 4201-2003** に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす

建築基準法に基づく告示

国交省告示第151号（令和6年3月8日公布）

令和6年国土交通省告示第151号（要約）

建築基準法施行令 第129条の14第1号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1425号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日 国土交通大臣 齊藤鉄夫

改正前

避雷設備の構造方法は、JIS A 4201 : 2003に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。



改正後

避雷設備の構造方法は、JIS Z 9290-3 : 2019に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

附則

(施行期日)

- 1 **この告示は、令和7（2025年）年4月1日から施行する。**

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によらないで、この告示による改正前の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によることができる。